

島根県医療従事者無料職業紹介業務の運営に関する規程

事業所名 島根県医療従事者無料職業紹介所

(求人)

第1条 本所は、次の各号に該当するものを除き、いかなる求人の申込みも、これを受理することとする。

- ①申込みの内容が法令に違反するとき
- ②法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しないとき
- ③賃金、労働時間、その他労働条件が通常の労働条件と比べて、著しく不適當であると認められるとき
- ④取扱職種・取扱地域が第6条に該当しないとき

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人登録票により申し込むこととする。ただし、直接来所できないときは、郵便又は電子メールにより申し込むことができることとする。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示しなければならない。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又はメールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示を求めることとする。

4 求人の内容について、取り下げ又は変更をする必要が生じた場合には、本条第1項から第3項に準じてすみやかに申し込むこととする。

(求職)

第2条 本所は、医師に関する限り、いかなる求職の申込みも、これを受理することとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しないこととする。

2 求職申込みは、本人が直接来所し、所定の求職登録票により申し込むこととする。ただし、直接来所できないときは、郵便又は電子メールにより申し込むことができることとする。

(紹介)

第3条 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望に応ずる医療機関を紹介することとする。

2 求人の方には、その希望に適合する求職者を紹介することとする。

3 紹介に際しては、求職者に紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望する場合には電子メールの使用により明

示することとする。ただし、紹介の実施についての緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行うこととする。

4 本所は、いったん求人又は求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介することとする。

5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をしないこととする。

(職業紹介責任者)

第4条 本所は、職業紹介に係る次に挙げる事項を統括管理させるため、職業紹介責任者を職員の中から選任する。

- ① 求人者及び求職者からの申し出を受けた苦情の処理に当たること。
- ② 職業紹介に係る求人者・求職者の個人情報の管理に関すること。
- ③ 求人及び求職の申込の受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導に関すること。
- ④ 職業紹介の調整に関すること。

(職業紹介担当者)

第5条 職業紹介に係る次に挙げる事項を行うため、島根県健康福祉部医療政策課の職員を担当者とする。

- ① 求人者及び求職者に対する助言及び指導に関すること。
- ② 紹介状の発行に関すること。

(取扱職種・取扱地域)

第6条 本所で取り扱う職種・地域は、次の表に掲げるものとする。

区 分		内 容
職 種		医療従事者
地 域	求 人	島根県
	求 職	全国
その他		島根県内に開設された医療機関等の求人のみを取り扱う

(職業紹介に使用する帳票)

第7条 本所が、職業紹介に使用する帳票は次の各号のとおりとする。

- ① 求人登録票（任意の様式を使用する場合は、求人票に含める事項を記載する。）
- ② 求職登録票（任意の様式を使用する場合は、求職票に含める事項を記載する。）

③ 紹介状（任意の様式を使用する場合は、紹介状に含める事項を記載する。）

④ 求人変更登録票（任意の様式を使用する場合は、求人登録変更票に含める事項を記載する。）

（その他）

第8条 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応することとする。

2 雇用関係が成立した時には、求人者から本所に対して、その報告をしなければならない。また、紹介されたが、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告しなければならない。

3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うこととする。

4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しないこととする。

5 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであるが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営される。

附 則 この規程は、平成18年4月3日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年6月26日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年10月13日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年1月17日から施行する。

求人登録票（医師・歯科医師用）

年 月 日

島根県健康福祉部医療政策課 様
（島根県医療従事者無料職業紹介所）開設者
代表者氏名

※太線で囲んだ項目を記入

ふりがな			
施設名			
医療機関の所在地	〒 ー		
連絡先	課 担当者氏名	・TEL() ー	・FAX() ー
勤務形態	①常勤 ②非常勤 ③その他()		
採用希望	科 名(診療科別)		
雇用期間	①定めあり(年 月 日～ 年 月 日) ②特に定めなし		
就業時間 (常勤)	平日： 時 分～ 時 分 土曜日： 時 分～ 時 分 (週 時間勤務)		
時間外勤務	①月平均 時間 ②月平均当直回数 回		
有給休暇	①年次有給休暇 日 ②夏期休暇 日 ③その他 日		
年 俸 (常勤)	医師歴	円程度	※非常勤(日額) 1時間当たり 円程度支給
	1～5年	～ (諸手当含む)	
	5～10年	～ (諸手当含む)	
	10～15年	～ (諸手当含む)	
	15～20年	～ (諸手当含む)	
	20年以上	～ (諸手当含む)	
	定年退職医師	～ (諸手当含む)	
※諸手当には実績手当(時間外・宿日直等)を、(含む・含まない)			
宿 舎	①有り(単身用・世帯用) ②無し ③その他()		
その他PR等			

受付日	年 月 日	求人番号	ー
面接日時	年 月 日 時 分	面接場所	

※求人登録の有効期限は、受付日から1年間です。

求 職 登 録 票

年 月 日

島根県健康福祉部医療対策課 様
(島根県医師無料職業紹介所)

※太線で囲んだ項目を記入

ふりがな		性別	男・女	生年月日	大正 昭和	年 月 日	満年齢	歳
氏名								
現住所	〒 ー							
電話番号等 連絡先	・自宅電話 () ー		・携帯電話 () ー					
	・F A X () ー		・Emailアドレス					
出身大学				医籍番号				
現在勤務先等				専門診療科				
家族構成	①配偶者(有り・無し) ②子供 人 ③その他 人							
就 職 条 件	勤務形態等	①常勤 ②非常勤(勤務頻度〇〇回/月・週程度) ④その他()						
	勤務希望時期	①今すぐにでも ② 〇〇年〇〇月頃から ③未定 ④その他()						
	希望分野 (診療科)							
	勤務先	①病院 ②診療所						
	勤務地	①松江圏域 ②雲南圏域 ③出雲圏域 ④大田圏域 ⑤浜田圏域 ⑥益田圏域 ⑦隠岐圏域 ⑧どこでも可 ⑨その他()						
	宿 舎	①希望する(単身用・世帯用) ②希望しない						
	年 俸 (常 勤)	年間支給額 円以上						
	賃 金 (非 常 勤)	時給 円以上						
その他要望等								
備 考								

受 付 日	年 月 日	求 職 番 号	ー
面 接 日 時	年 月 日 時 分	面 接 場 所	

※求職登録の有効期限は、受付日から1年間です。

紹 介 状

さきに申込みのありました求人について、次の方を紹介いたします。

1. 氏名
ツカサ
2. 職種
(専門診療科) ()
3. 現住所
4. 連絡先
 - (1) 電話
 - (2) e-mail

年 月 日

島根県健康福祉部医療対策課長

※採用の可否については、ご本人と島根県健康福祉部医療対策課までご連絡ください。

【お問合せ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1
島根県健康福祉部医療対策課
医師確保対策室
(島根県医師無料職業紹介所)

担当

TEL : 0852-22-6683

FAX : 0852-22-6040

(様式4)

年 月 日

島根県健康福祉部医療政策課 様
(島根県医療従事者無料職業紹介所)

開 設 者
代表者氏名

年 月 日付で提出した求人登録票(医師・歯科医師用)について、変更が生じたので、下記のとおり申し込みをします。

記

申込みの内容 (注:該当する番号に○をつけてください)

1. 求人を取り下げます(注:該当する番号に○をしてください)
 - ① 求人をすべて取り下げます
 - ② 次の診療科の求人を取り下げます
・〇〇科、〇〇科

2. 求人内容を変更します(注:該当する番号に○をしてください)
 - ① 診療科をすべて同じ内容に変更します
 - ② 次の診療科の内容を変更します
・〇〇科、〇〇科(注:変更の内容を、別記に記入してください。)

求人変更登録票 (医師・歯科医師用)

年 月 日

島根県健康福祉部医療政策課 様
(島根県医療従事者無料職業紹介所)

開設者
代表者氏名

※「変更箇所」の欄に○をつけ、「変更後の内容」の欄に変更後の内容を記入してください。

変更箇所	変更後の内容	
	ふりがな	
	施設名	
	医療機関の所在地	〒 ー
	連絡先	課 担当者氏名 TEL() ー FAX() ー
	勤務形態	①常勤 ②非常勤 ③その他()
	採用希望	科 名(診療科別)
	雇用期間	①定めあり(年 月 日～ 年 月 日) ②特に定めなし
	就業時間(常勤)	平日： 時 分～ 時 分 土曜日： 時 分～ 時 分 (週 時間勤務)
	時間外勤務	①月平均 時間 ②月平均当直回数 回
	有給休暇	①年次有給休暇 日 ②夏期休暇 日 ③その他 日
	年 俸 (常勤)	医師歴 円程度
		1～5年 ～ (諸手当含む) ※非常勤(日額)
		5～10年 ～ (諸手当含む) 1時間当たり 円程度支給
		10～15年 ～ (諸手当含む)
		15～20年 ～ (諸手当含む)
		20年以上 ～ (諸手当含む)
		定年退職医師 ～ (諸手当含む)
	※諸手当には実績手当(時間外・宿日直等)を、(含む・含まない)	
	宿 舎	①有り(単身用・世帯用) ②無し ③その他()
	その他PR等	

受付日	年 月 日	処理日	年 月 日
-----	-------	-----	-------